

1. 千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWAT）とは？

Disaster **Welfare** **Assistance** **Team** の略
災害 福祉 支援 チーム

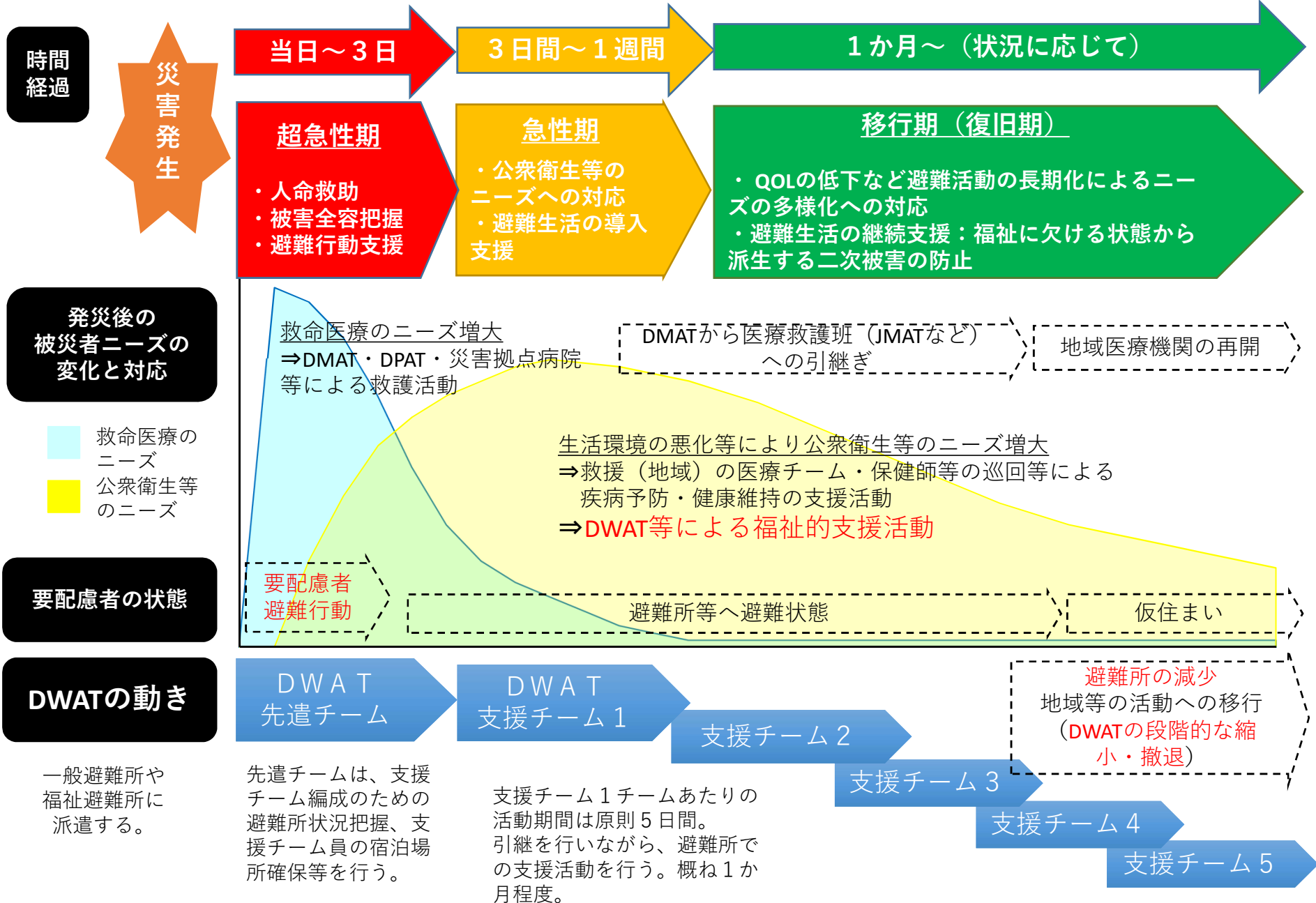
- 災害福祉支援チーム（以下「チーム」という。）は、災害時における二次被害を防ぐため、避難所等※¹に駆けつけ、配慮が必要な者に対し福祉支援を行う専門職チームです。
- 避難所等においては、福祉サービス等が欠けた環境に置かれた避難者等※²には、次のような二次被害が想定されます。
 - ①【更なる重度化】平時では、福祉サービス等の提供があることを前提に生活が成立している方の状態がさらに悪化する。
 - ②【新たな発生】平時であれば生活は成立している方が、交流の不足、不活発な状態となり、状態が悪化する。
- このため、避難所等に派遣されたチームは、避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング※³、福祉避難所への誘導、日常生活上の支援、各種相談対応、環境整備などを実施します。

※1 避難所等：一般避難所、福祉避難所

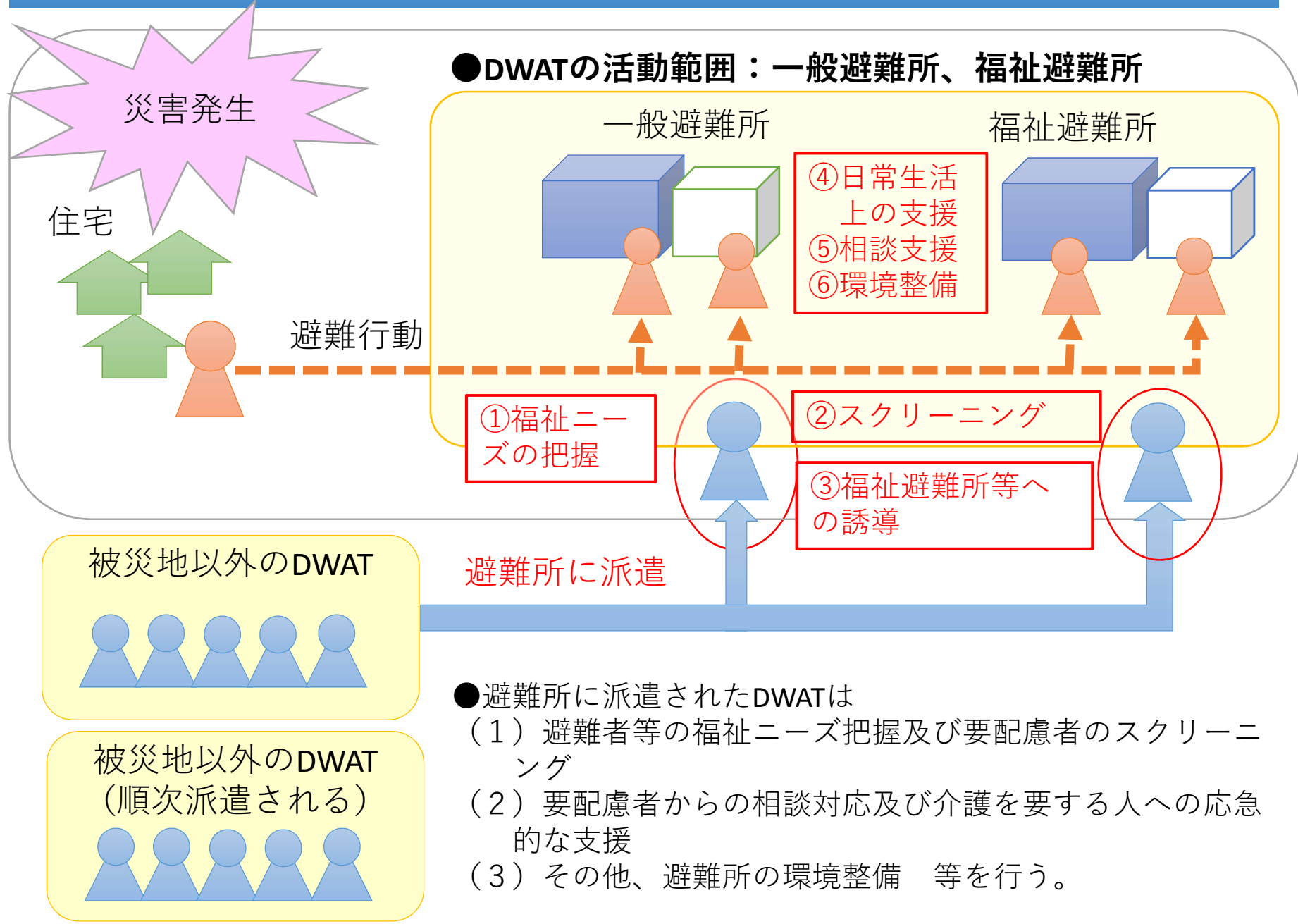
※2 避難者等：避難所等に避難している人

※3 スクリーニング：避難者等について、問題整理、緊急性の分類や支援の振り分けをすること。

2. DWATはいつ派遣される？（発災後の時間経過と支援活動の変化）



3. DWATは何をする？（DWATの活動イメージ）



4. DWATは具体的に何をする？（DWAT活動の内容）

（1）避難者等の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

- ア 避難者等の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を協議会本部に報告する。
- イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
- ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

（2）要配慮者からの相談対応及び介護を要する人への応急的な支援

- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
- イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、介護等の支援を行う。

（3）その他

- ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
- イ 広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。
- ウ その他、福祉支援として必要と認められる活動を行う。

5. DWATはどんな人になる？（DWATのチーム員）

- 県と協定を結んだ福祉関係団体に所属する個人会員や、会員施設等から推薦を受けて登録した福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談員等）で構成します。
- チーム員は、県に登録され、研修や訓練を実施します。

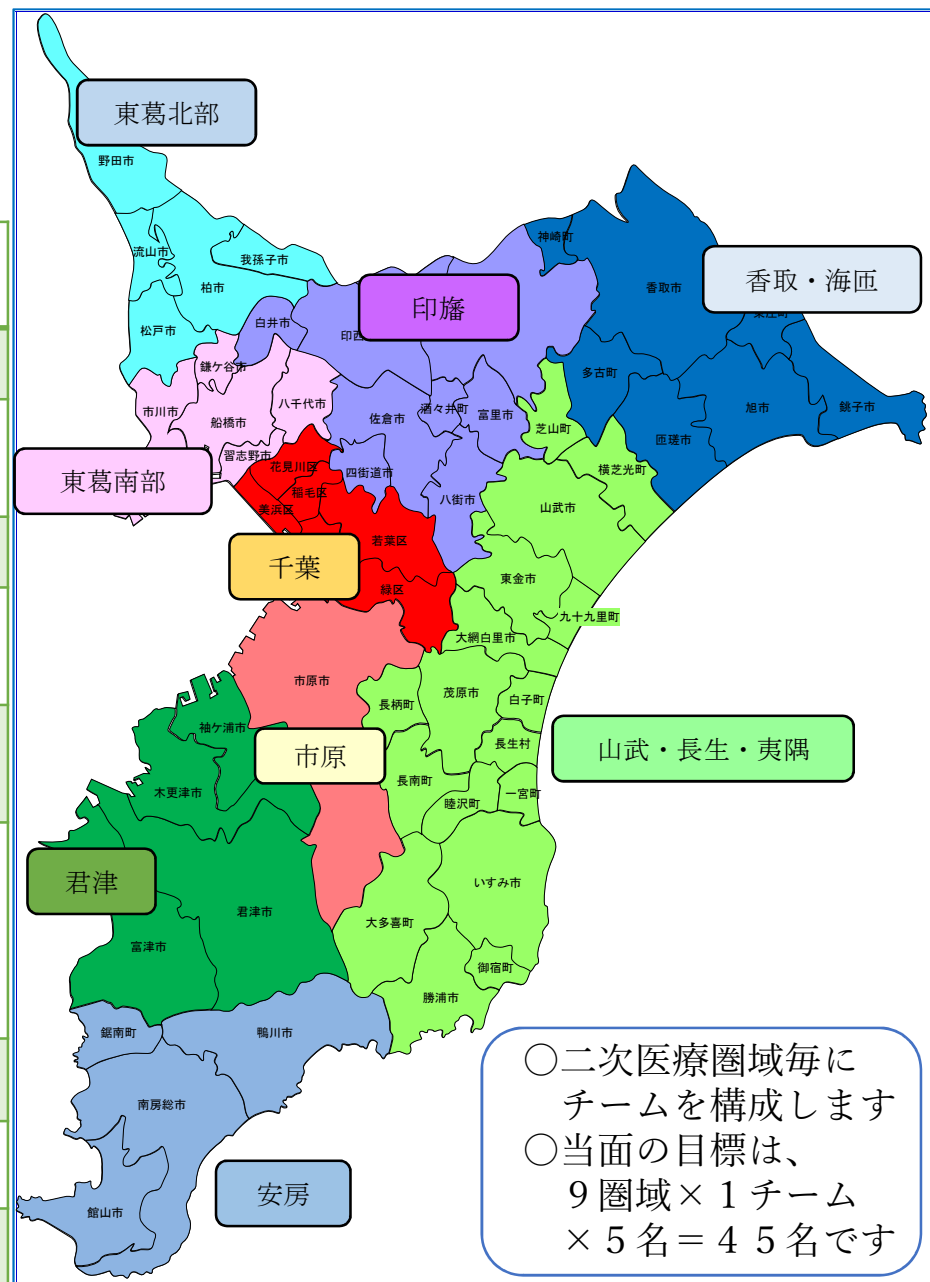
想定されるチーム員の資格等

区分	資格等
資格等	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士、保育士、看護師、リハビリ専門職、管理栄養士、臨床心理士 等
職種等	生活相談員、生活支援員、独立型社会福祉士、介護職員、ケアマネジャー、訪問介護員、手話通訳者、地域包括支援センター職員 等

6. DWATのチーム員登録の考え方

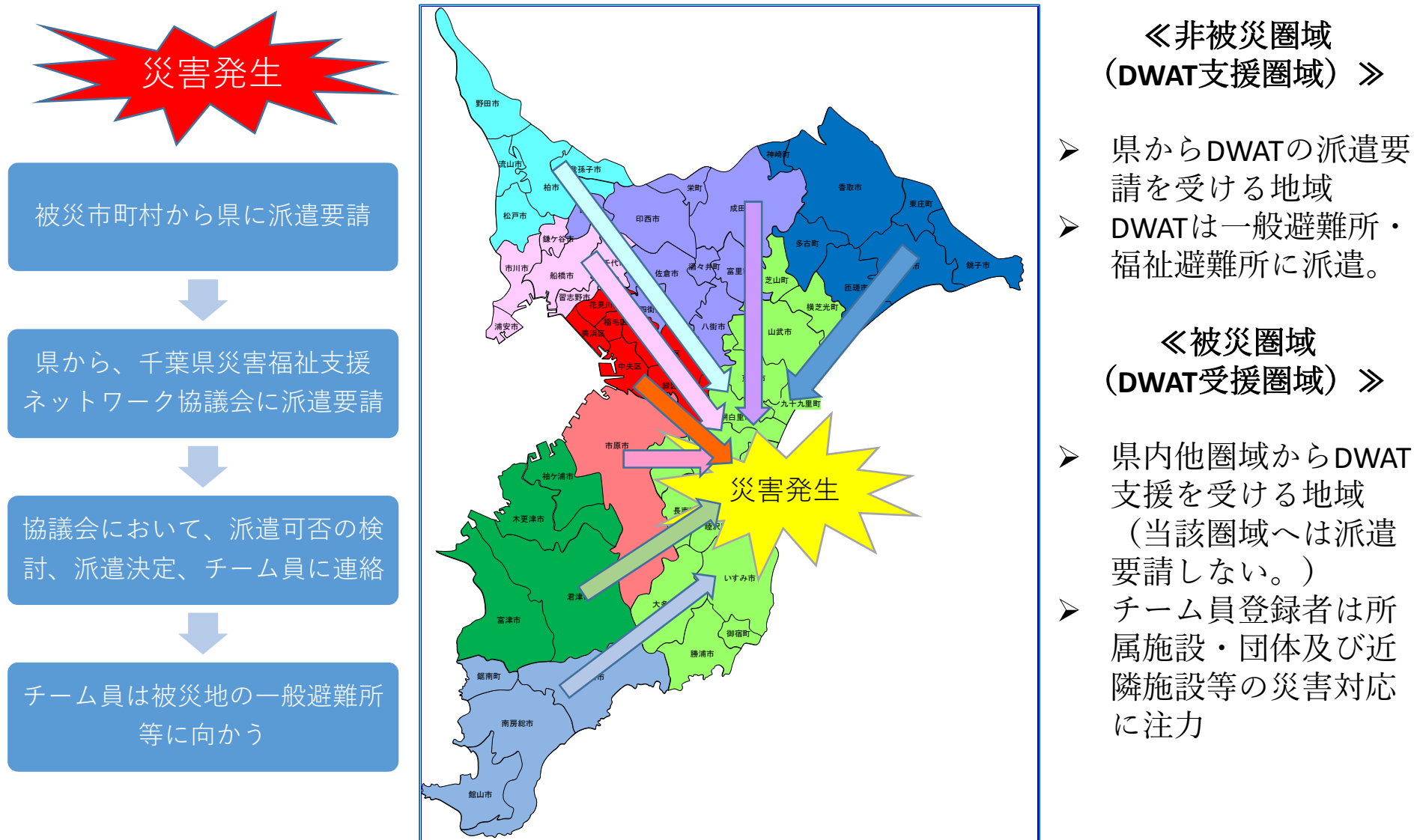
チーム員の登録にあたっては、チーム員の居住地又は勤務地を考慮し、圏域ごとに登録します。

圏域	市町村名（下線は保健所所在市町村）
千葉	<u>千葉市</u>
東葛南部	<u>市川市</u> 、船橋市、 <u>習志野市</u> 、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛北部	<u>松戸市</u> 、 <u>野田市</u> 、柏市、流山市、我孫子市
印旛	成田市、 <u>佐倉市</u> 、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取・海匝	香取市、神崎町、多古町、東庄町、 <u>銚子市</u> 、旭市、匝瑳市
山武・長生・夷隅	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、 <u>勝浦市</u> 、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	<u>館山市</u> 、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	<u>市原市</u>



7. DWATの派遣のイメージ

- 大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害）が起きた場合に派遣されます。
- 例えば、山武・長生・夷隅圏域で災害があったときの派遣イメージは次のとおりです。



8. 各団体の役割

(1) 千葉県

被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行うとともにチームの派遣の可否を判断し、必要に応じてチームの派遣を要請する。

(2) 千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会※1

千葉県と千葉県社会福祉協議会が共同事務局を担い、平時はチーム員の養成や訓練、派遣に備えた資機材等の準備、医療等関係団体との連携体制づくりを行う。

災害発生時はチーム本部として、チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行い、被災地に派遣されたチームの後方支援を行う。

(3) 基本協定締結団体

自らの団体に加入する会員施設や個人会員に対し、必要に応じて、チーム員の派遣の調整を図る。団体内での情報を収集し、協議会本部に報告する。

※1 千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体（22団体）

（下線を引いてある団体は、基本協定を締結している団体です。）

千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県社会福祉法人経営者協議会、千葉県高齢者福祉施設協会、千葉県老人保健施設協会、ちば地域密着ケア協議会、千葉市老人福祉施設協議会、千葉県身体障害者施設協議会、千葉県知的障害者福祉協会、千葉県精神障害者自立支援事業協会、千葉県社会福祉士会、千葉県介護福祉士会、千葉県介護支援専門員協議会、千葉県ホームヘルパー協議会、千葉県聴覚障害者協会、千葉県児童福祉施設協議会、千葉県保育協議会、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会、千葉県精神保健福祉士協会、千葉市身体障害者連合会、千葉県市長会、千葉県町村会